

## 平成 25 年度人事行政の運営等の状況

志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の給与や職員の任免及び職員数に関する状況等について公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の競争試験（平成 25 年度）

区分	申込者数	第 1 次受験者数 (A)	第 1 次合格者数	最終合格者数 (B)	競争率 (A) / (B)
一般事務 A	43	34	20	7	4.8
一般事務 B	21	20	4	0	0
一般事務 C	2	2	2	1	2
保健師	2	2	2	1	2
土木技術	1	1	1	1	1
計	69	59	29	10	5.9

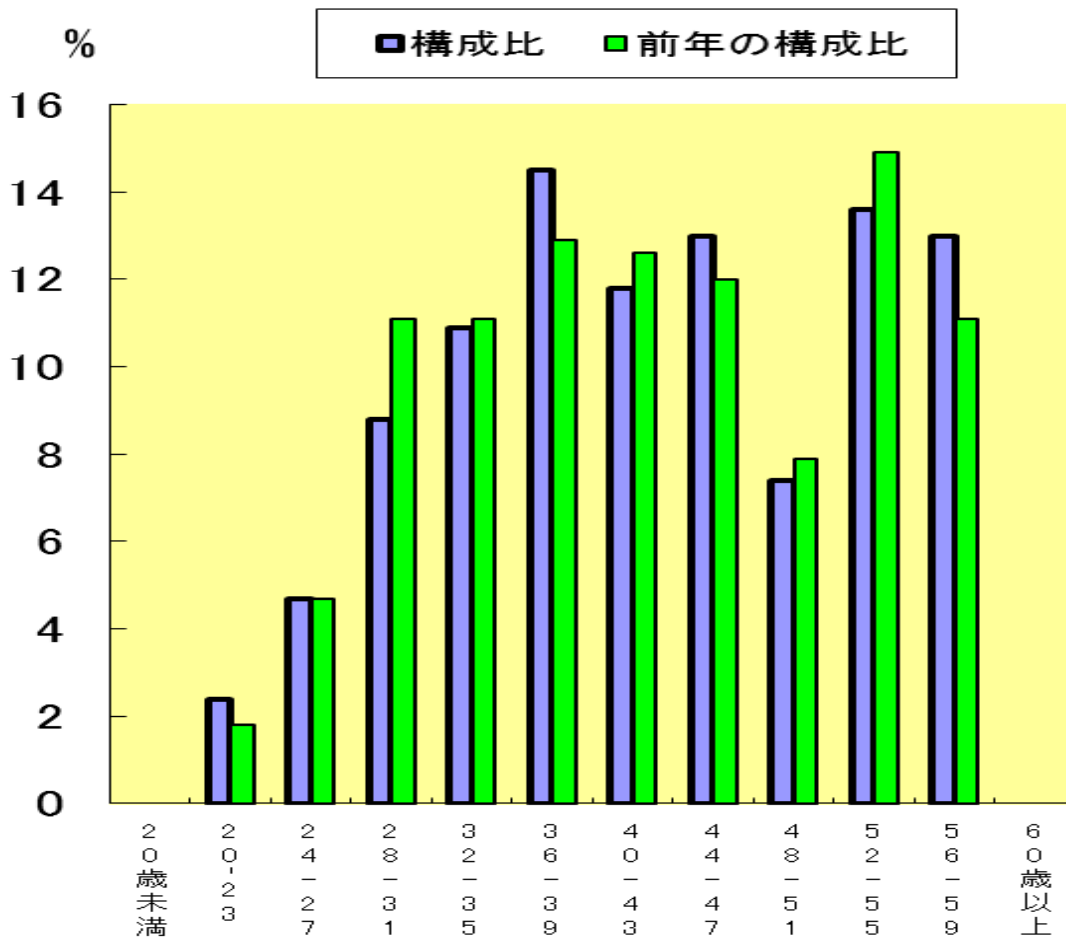
#### (2) 職員の採用の状況（平成 25 年度）

区分	男性	女性	計
一般事務 A	4	2	6
一般事務 B	0	0	0
一般事務 C	1	0	1
保健師	0	1	1
土木技術	1	0	1
計	6	3	9

#### (3) 職員の退職の状況（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

区分	男性	女性	計
定年退職	9	2	11
勸奨退職	2	1	3
その他退職	2	1	3
計	13	4	17

(4) 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	8	16	30	37	49	40	44	25	46	44	1	340

(5) 部門別職員数の状況

区分 部門		職員数 (人)		対前年増減数 (人)	
		平成 24 年	平成 25 年	平成 24 年	平成 25 年
福祉 関係 を 除 く 政 行 政	議会	5	5	0	0
	総務	86	84	1	△ 2
	税務	32	30	1	△ 2
	農林水産	50	49	△ 2	△ 1
	港湾商工	9	10	0	1
	土木	28	28	0	0
	小計	210	206	0	△ 4
福祉 関係	民生	35	36	△ 2	1
	衛生	22	21	△ 4	△ 1
	小計	57	57	△ 6	0
一般行政計		267	263	△ 6	△ 4
特 別 政 行 政	教育	45	45	△ 2	0
	小計	45	45	△ 2	0
公 営 企 業 等	水道	12	12	0	0
	下水道	2	2	0	0
	その他	17	18	3	1
	小計	31	32	3	1
総 合 計		343	340	△ 5	△ 3

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である(教育長を含み、臨時又は非常勤職員を除く。)  
 2 公営企業等の「その他」には、国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療広域連合に従事する職員数を計上している。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 23 年度の 人件費率
24 年度	人 33,452	千円 18,621,607	千円 446,726	千円 3,128,875	% 16.8	% 14.2

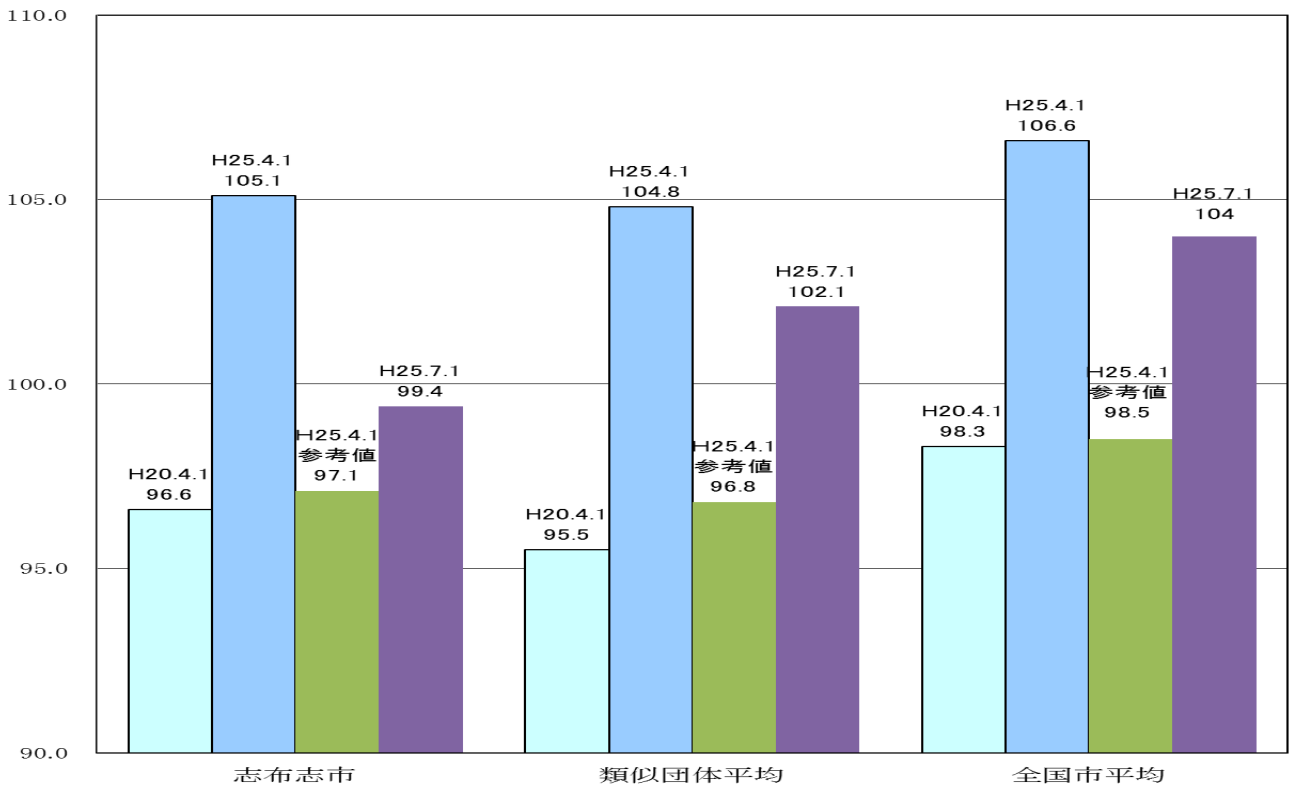
(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり の給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
24 年度	人 329	千円 1,271,925	千円 189,791	千円 465,998	千円 1,927,714	千円 5,859

※ 職員手当には、退職手当負担金は含まない。

※ 市長及び副市長は含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志布志市	43.4歳	327,591円	377,174円	351,144円
鹿児島県	44.7歳	338,767円	413,938円	374,377円
国	43.1歳	307,220 (332,446)円	—	376,257 (405,463)円
類似団体	43.3歳	325,498円	374,496円	350,250円

## ②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
志布志市	57.1 歳	4 人	355,975 円	365,400 円	357,600 円
うち調理員	—				
うち用務員	—	4 人	355,975 円	365,400 円	357,600 円
鹿児島県	50.7 歳	380 人	344,943 円	398,338 円	376,190 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850)	—	309,534 円 (325,400)
類似団体	49.7 歳	21 人	304,468 円	326,175 円	315,565 円

区分	参考	
	年収ベース（試算値）の比較	
	公務員	民間
志布志市	—	—
うち調理員	—	—
うち用務員	5,846,957 円	2,809,400 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成 21 年～23 年度の 3 年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員」及び「民間」のデータは、それぞれ平均給与額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給与月額と毎日支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額」（国ベース）の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (5) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分		志布志市	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	—
	中学卒	—	129,200 円	—

※国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成25年4月1日現在）

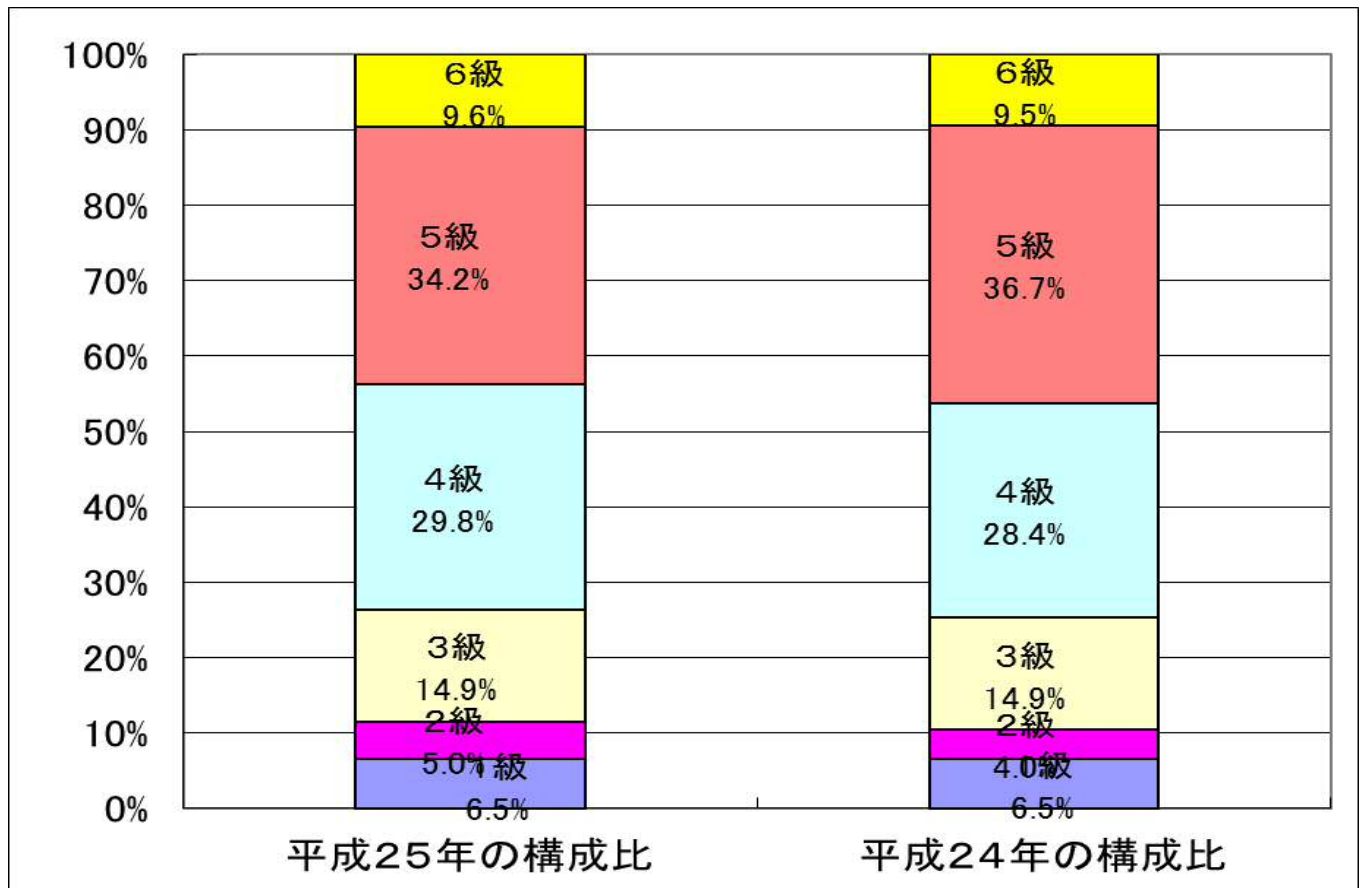
区分		勤続年数 10 年	勤続年数 15 年	勤続年数 20 年
一般行政職	大学卒	263,300 円	310,400 円	350,000 円
	高校卒	231,300 円	296,100 円	320,800 円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

※経験年数については、当該年数の対象者が少ない又はいないため、近似の年数を合算して算出又は空欄としている。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師・主事補・技師補	21 人	6.5%
2 級	主事・技師	16 人	5.0%
3 級	主査・技術主査	48 人	14.9%
4 級	係長・主任主査・技術主任主査	96 人	29.8%
5 級	課長補佐・主幹	110 人	34.2%
6 級	課長	31 人	9.6%
7 級	課長	0 人	0.0%
計	—	322 人	100%

- (注) 1 志布志市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (8) 期末手当

志布志市	
(平成 24 年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	

## (9) 退職手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

志布志市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	32.76 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～20%)		

## (10) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成 24 年度決算)		1,513 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度決算)		26,533 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		17.3%	
手当の種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	市税の賦課又は徴収に関する事務に従事した職員	賦課事務、徴収事務、臨戸徴収事務	(賦課) 月額 1,500 円
			(徴収) 月額 3,000 円
			(臨戸) 300 円
防疫手当	防疫作業に従事した職員	感染症予防作業	日額 300 円
徴収金徴収事務	市の収入金の徴収に関する事務に従事した職員	市の収入金の徴収事務	日額 300 円
保健師手当	保健師の業務に従事した職員	保健師の業務	月額 1,000 円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人又は行旅死亡人の取扱いに関する作業に従事した職員	行旅病人の保護、移送、行旅死亡人の収容	(保護等) 日額 500 円 (収容) 1 回 1,000 円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事した職員	用地取得交渉業務	日額 300 円
ケースワーカー手当	ケースワーカー業務に従事した職員	ケースワーカーの業務	月額 5,000 円

## (11) 時間外勤務手当

支給実績（平成 24 年度決算）	80,820 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度決算）	246,402 円
支給実績（平成 23 年度決算）	75,103 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 23 年度決算）	225,535 円

## (12) その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成 24 年度決算）	支給職員 1 人 当たり平均 支給年額
扶養 手当	1 配偶者 13,000 円 2 配偶者以外 6,500 円 配偶者がいない場合 11,000 円 その他 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末 までの子 1 人につき 5,000 円加算	同じ		51,951 千円	254,662 円
住居 手当	1 家賃を払っている職員 家賃の額に応じて支給 支給限度額：月額 27,000 円 2 自宅に居住する職員 2,500 円	異なる	自宅に対す る支給期間 の制限なし	21,417 千円	99,614 円
通勤 手当	1 交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000 円 2 交通用具使用者 距離に応じ片道 1,200 円から最高 20,900 円	異なる	支給区分が 異なる	17,550 千円	61,797 円
管理 職手 当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級に おける最高号給の給料月額額の 100 分の 12 を超 えない範囲で支給	異なる		16,540 千円	570,328 円

## (13) 特別職の報酬の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	給料月額等	
給料	市長	763,200 (848,000) 円
	副市長	600,300 (667,000) 円
報酬	議長	390,716 (402,800) 円
	副議長	307,102 (316,600) 円
	議員	285,180 (294,000) 円
期末手当	市長	(平成 24 年度支給割合) 2.95 月分
	副市長	
	議長	
	副議長	
	議員	



### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	—	午後零時から午後 1 時まで

#### (2) 特別休暇等の状況（平成 25 年 4 月 1 日）

休暇の種類	付与日数・期間	有給・無給の別
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給
社会貢献活動のための休暇	1 年につき 5 日の範囲内の期間	有給
結婚休暇	5 日の範囲内の期間	有給
産前休暇	6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）以内に出産する予定である場合には出産日までの期間	有給
産後休暇	出産日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
妊産婦の健康審査等のための休暇	必要と認められる期間	有給
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間等始め又は終わりにおいて必要と認められる期間	有給
妊婦の母体等の健康保持のための休暇	必要と認められる時間	有給
保育時間休暇	1 日 2 回各 30 分以内の期間	有給
妻の出産休暇	2 日の範囲内の期間	有給
妻の出産に伴う子の養育のための休暇	5 日の範囲内の期間	有給
子の看護のための休暇	1 年につき 5 日の範囲内	有給
生理休暇	その都度 2 日の範囲内で必要と認められる期間	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1 日から 7 日の範囲内	有給
父母の祭日休暇	1 日の範囲内の期間	有給
夏季休暇	原則として連続する 5 日の範囲内の期間	有給
災害時の職員の現住居の復旧作業等のための休暇	原則として連続する 7 日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間	有給

## (3) 旅費制度の概要（平成 25 年度）

（単位：円）

区 分	日 当		宿泊料（1 夜につき）		食卓料 （1 夜につき）
	甲地方（県外 片道 150 k m 以上の地域）	乙地方 （県内）	甲地方（県外片 道 150 k m 以上 の地域）	乙地方 （県内）	
市長	3,000	2,200	14,800	13,300	3,000
副市長及び 教育長	2,600	2,000	13,100	11,800	2,600
一般職員	2,200	1,800	10,900	9,800	2,200

※別途半日当地域及び日当なし地域の定めがあります。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分者数（平成 25 年度）

（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			3		3
職に必要な適格性を欠く 場合					
職制、定数の改廃、予算の 減少により廃職、過員を生 じた場合					
刑事事件に関し起訴され た場合					
条例で定めた事由による 場合					

## (2) 懲戒等処分者数（平成 25 年度）

（単位：人）

区分	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又 は職務を怠った場合			1		1
全体の奉仕者たるにふさ わしくない非行のあった 場合	1				1

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 年次有給休暇の取得状況（平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日）

総付与日数 A	総使用日時数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B / C	消化率 B / A
12,636 日	3,857 日	329 人	11.7 日	30.5%

※対象職員数は、全期間中を在職した職員。期間中に退職及び採用された職員等を除く。

### (2) 育児休業の状況（平成 25 年度）

区分	男性	女性	合計
育児休業の承認件数	0	1	1
育児休業期間延長の承認件数	0	0	0

## 6 職員研修の状況（平成 25 年度）

区 分		回数（回）	人数（人）
研修区分	実施区分等		
一般研修	自治研修所	8	36
専門研修	自治研修所等	8	20
市単独研修	人事評価研修ほか	15	649
合 計		26	705

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の健康診断の状況（平成 25 年度）

区分	受診者数（人）
定期健康診断	161
人間ドック	155

### (2) 互助会への公費負担（平成 25 年度）

会員数	公費負担額	会員掛金総額	公費負担率	公費負担内容
350 人	2,203 千円	2,520 千円	44.6%	人間ドック助成等

## 8 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立て等の利益の保護の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成 25 年度）

該当なし

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成 25 年度）

該当なし

## 9 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成 25 年度）

該当なし

### (2) 不利益処分についての不服申立ての状況（平成 25 年度）

該当なし